

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年6月30日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官 伊 東 博 之
（公印省略）

記

手続番号

第4006-2022-0028号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

胆沢郡金ヶ崎町永栄尊敬川原100番2